

競争入札参加資格審査（指名願）申請における押印廃止について

行政手続等にかかる押印の見直しに伴い、競争入札参加資格審査申請（指名願）に係る提出書類について、原則として提出書類への押印を省略できることとし、一部の書面様式について提出を不要とします。

押印を省略できる書類

- ・競争入札参加資格登録審査申請書（香芝市様式）
- ・誓約書兼承諾書（香芝市様式）
- ・委任状（本社から受任の場合）（香芝市様式）

※本件責任者、担当者の記載が必要です

提出不要書類

- ・使用印鑑届（香芝市様式）
- ・印鑑証明書（写し）

なお、提出書類に押印しないことを強制するものではありません。押印されていても従前どおり受け付けます。